

**「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の
施行に伴う公共工事の取扱いについて**

制定 平成14年 5月29日
改正 平成22年 6月15日
改正 令和 7年 3月18日
改正 令和 7年10月 1日
広島高速道路公社

1 概要

建設廃棄物の適正な処理を目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「法」という。）が平成12年5月に制定され、平成14年5月30日から、全面施行されたことにより、一定の要件に該当する建設工事（対象建設工事）を行う場合、特定建設資材の分別解体等の実施及び再資源化等の実施が義務化されている。

前回改正時からの時点修正等を反映するため、今回改正を行った。

2 建設リサイクル法で義務付けのある建設工事（対象建設工事）

対象建設工事については、発注者は都道府県知事へ届出（公共工事においては通知）し、工事の実施にあたっては、正当な理由がある場合を除いて、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等をすることが義務付けられる。

（1）対象建設工事の定義

対象建設工事とは、下の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
③木材 ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡ 以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡ 以上
建築物修繕・模様替等工事（リフォーム等）※ ¹	請負代金の額※ ³ 1億円 以上
建築物以外の工作物工事（土木工事等）※ ²	請負代金の額※ ³ 500万円 以上

※¹：建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※²：建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※³：請負代金の額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 特定建設資材等の定義

① コンクリート

コンクリート（セメントコンクリート）とは、「セメント」、「水」、「骨材（細骨材・粗骨材）」、「混和材料」を練り混ぜ混合したもの又は硬化させたもので、「無筋コンクリート」、「鉄筋コンクリート」等のことをいう。

A L C版、スレート、骨材（細骨材または粗骨材）が含まれていない建設資材は、特定建設資材のコンクリートに該当しない。

②コンクリート及び鉄から成る建設資材

コンクリート及び鉄から成る建設資材とは、コンクリートと鉄筋等の鉄から成る建設資材で、「プレキャスト鉄筋コンクリート版」等のことをいう。

③木材

特定建設資材である木材とは、法第2条第1項において定義されるように、土木建築に関する工事に使用される木材をいう。

なお、これらの工事に伴って発生する伐採材・伐根材、剪定枝葉等は建設資材ではないため特定建設資材に該当しない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）上は、建設業に伴って発生する伐採材・伐根材は産業廃棄物であるが、地域の事情によっては市町の焼却施設で受け入れを行い、焼却処分されることがある。

一方、施設の維持管理等に伴って発生する剪定枝葉は一般廃棄物とされる。

④アスファルト・コンクリート

アスファルト・コンクリートとは、「瀝青材料（アスファルト）」、「骨材」、「フィラー」、「安定剤」等からなる材料のことをいう。

⑤リース材

コンクリート型枠、足場等のリース材については、工事現場で使用している間は建設資材となるものの、使用後はリース会社に引き取られるため、建設資材廃棄物として排出されるものではない。

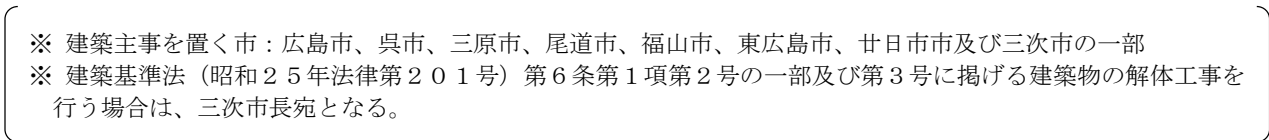
ただし、工事現場から廃棄物として排出された場合は特定建設資材廃棄物として取り扱う。

(3) 対象建設工事でない建設工事の例

特定建設資材を使用しない工事又は特定建設資材廃棄物が発生しない工事

特定建設資材	特定建設資材廃棄物	対象建設工事かどうか	通知の要・不要	例
使用する	発生する	対象建設工事	要	解体工事を含む新設工事
	発生しない	対象建設工事	要	解体工事を含まない新設工事（舗装新設工事等）
使用しない	発生する	対象建設工事	要	建物等の解体工事
	発生しない	対象建設工事でない	不要	・ 構造物を作らないような工事（浚渫工事、地盤改良工事、塗装工事等） ・ 特定建設資材を使用しない工事（鋼製橋梁の製作架設工事、土の切盛だけの道路改良工事、造成工事等）

公共工事にかかる各手続の流れを以下に示す。



番号	事 項	内 容	備考
	入札	落札決定	
①	事前説明	落札者は、法第 1 2 条第 1 項に基づく書面を発注者（工事担当課）に対して提出し、契約締結する前に内容の説明を行う。	詳細は 7 ページ
②	法第 1 3 条及び省令第 7 条に基づく書面の提出	落札者は、法第 1 3 条及び省令第 7 条に基づく書面を作成し、工事担当課の確認を経て、落札決定後速やかに発注者（契約担当課）に提出する。	詳細は 7 ページ
③	契約書の作成	発注者（契約担当課）は、落札者が提出した法第 1 3 条及び省令第 7 条に基づく書面に基づき、解体工事に要する費用等を明記し、契約書の作成を行う。	詳細は 8 ページ

④	通知書の提出	発注者（工事担当課）は、工事着手の前日までに当該建設工事の施工される市町へ提出する。	詳細は 4～5 ページ
⑤	通知書等の回付	市町は所管の建設事務所建築課へ回付する。 （広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市、及び三次市の一部を除く。）	
⑥	告知及び契約	元請業者から下請業者に対して、契約前に法第12条第3項に基づき書面にて届出事項等を告知する	
⑦	再生資源利用計画書等の提出	元請業者は発注者（工事担当課）に対して、工事着手する前までに、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出を行う。	
⑧	工事実施	・分別解体工事、再資源化の実施 ・技術管理者等による施工管理 ・現場における標識の掲示	
⑨	助言、勧告、命令、立入検査等	分別解体の実施及び再資源化の実施に関して必要な助言、勧告、命令、立入検査、報告の徴収を行う。	
⑩	工事等完了	分別解体等、再資源化等の完了	
⑪	再生資源利用実施書等の提出	元請業者は発注者（工事担当課）に対して、工事完成後に、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の提出を行う。	

注：⑥は②と同時期でも差し支えない。

4 事前通知

公共事業の発注者は、法第11条の規定により、工事着手の前日（契約上の工事着手日ではなく、実際の工事に着手する日）までに、当該建設工事が施工される区域を管轄する市町へ通知書を提出しなければならない。

通知書は、建築主事を置く市※を除き、市町を経由して建設事務所長へ回付される。

※建築主事を置く市：広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市及び三次市の一部
 ※建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第2号の一部及び第3号に掲げる建築物の解体工事を行う場合は、三次市長宛となる。

(1) 法第11条の対象となる機関

法第11条の対象となる機関は、国又は地方公共団体（普通地方公共団体及び特別地方公共団体^(注1)）、政令の附則に定める機関^(注2)とする。

注1：特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団

注2：①独立行政法人水資源機構、②独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、③地方住宅供給公社、④地方道路公社、⑤日本下水道事業団、⑥独立行政法人都市再生機構、⑦国立大学法人、⑧独立行政法人国立病院機構、⑨独立行政法人国立高等専門学校機構

(2) 通知書の様式

通知書の様式は、別紙様式第1号による。

なお、記載に当たって、工事発注者名には理事長を記入し、表中の発注者欄には、監督員の所属・職氏名・連絡先等を記入することとする。

(3) 通知書の提出部数及び通知先等

発注者（工事担当課）は、工事着手の前日までに、当該建設工事が施工される区域を管轄する市町の長へ通知書を提出する。

- ・通知書の提出部数：1部
- ・通知書の提出先（受付窓口）及び宛先：当該建設工事が施工される区域を管轄する市町の建設リサイクル担当窓口。なお、複数の市町にまたがる工事については、各々の市町へ提出する。

通知書の提出先（受付窓口）				様式第一号に記載する宛先
市町（区）	担当課名	住所	市町（区）	
竹原市	都市整備課	725-8666	竹原市中央五丁目 1-35	西部建設事務所長
大竹市	都市計画課	739-0692	大竹市小方一丁目 11-1	
江田島市	都市整備課	737-2297	江田島市大柿町大原 505	
府中町	建築課	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目 5-1	
海田町	建設課	736-8601	安芸郡海田町南昭和町 14-17	
熊野町	都市整備課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目 1-1	
坂町	都市計画課	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1-1	
安芸太田町	建設課	731-3810	山県郡安芸太田町戸河内 784-1	
北広島町	建設課	731-1595	山県郡北広島町有田 1234	
大崎上島町	建設課	725-0231	豊田郡大崎上島町東野 6625-1	
府中市	都市デザイン課	726-8601	府中市府川町 315	東部建設事務所長
世羅町	建設課	722-1192	世羅郡世羅町大字西上原 123-1	
神石高原町	建設課	720-1522	神石郡神石高原町小島 1701	
三次市	都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目 8-1	北部建設事務所長
庄原市	環境政策課	727-0003	庄原市是松町 20-25	

通知書の提出先（受付窓口）				様式第一号に 記載する宛先
市町（区）	担当課名	住所	市町（区）	
安芸高田市	管理課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791	
広島市	中区	中区役所建築課	730-8587 広島市中区国泰寺町一丁目 4-21	広島市長
	東区	東区役所建築課	732-8510 広島市東区東蟹屋町 9-38	
	南区	南区役所建築課	734-8522 広島市南区皆実町一丁目 5-44	
	西区	西区役所建築課	733-8530 広島市西区福島町二丁目 2-1	
	安佐南区	安佐南区役所建築課	731-0193 広島市安佐南区古市一丁目 33-14	
	安佐北区	安佐北区役所建築課	731-0292 広島市安佐北区可部四丁目 13-13	
	安芸区	安芸区役所建築課	736-8501 広島市安芸区船越南三丁目 4-36	
	佐伯区	佐伯区役所建築課	731-5195 広島市佐伯区海老園二丁目 5-28	
呉市	建築指導課	737-8501	呉市中央四丁目 1-6	呉市長
三原市	建築指導課	723-8601	三原市港町三丁目 5-1	
尾道市	建築課	722-8501	尾道市久保一丁目 15-1	尾道市長
福山市	建築指導課	720-8501	福山市東桜町 3-5	福山市長
東広島市	建築指導課	739-8601	東広島市西条栄町 8-29	東広島市長
廿日市市	建築指導課	738-8501	廿日市市下平良一丁目 11-1	廿日市市長
三次市（注）	都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目 8-1	三次市長

注：三次市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物の解体工事を行う場合には、三次市長宛の通知となる。

（４） 事前通知を行わずに工事を行った場合（無通知工事）

無通知で工事を行った場合の罰則は定められていないが、無通知工事の概要を把握するため、法第42条第1項に基づき、知事は、発注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施状況や通知を怠った理由等の報告の徴収を求めている。

また、必要に応じて始末書や顛末書の提出を求めている。

5 契約手続き等

法第6条では、解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用の適切な負担を発注者に対して義務付けており、また、法第13条及び省令第7条では、建設工事請負契約書の中で、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をする施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用を明記することとしている。

（１） 設計書の作成

発注者（工事担当課）は、解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用について適切に負担する義務があることから、設計書は次の事項に留意して作成する。

- ① 設計計上する再資源化施設への搬出単価は施設単価とする。（技術管理課から通知）

- ② 想定される再資源化施設が、特定建設資材廃棄物の搬出予定時期に受入可能か充分把握しておく。
- ③ 工事で発生する特定建設資材廃棄物に対応した再資源化施設かどうか確認すること。
伐根及び伐木（特定建設資材ではない。）は受け入れても、建設廃木材は受け入れない再資源化施設があるので注意すること。
- ④ 設計計上する再資源化等に要する費用（再資源化施設の入受費＋運搬費）は、施設毎の費用と運搬距離から最も経済的な費用とすること。なお、契約書に明記される再資源化等に要する費用は、落札者の見積額であるため、設計計上された再資源化等に要する費用とは異なる。

（２） 入札条件に明記すべき事項

- ① 落札者は、法第 12 条第 1 項に基づく書面（建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等が記載されたもの）を作成し、契約を締結する前に発注者（工事担当課）へ提出し、内容について説明しなければならないこと。
- ② 落札者は、法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面（①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用等を明記したもの）を作成し、落札決定後 5 日以内に発注者（契約担当課）へ提出しなければならないこと。
- ③ 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面の作成方法については次のとおりとする。
 - 一 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は、直接工事費とすること。
 - 二 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとすること。
- ④ 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面が落札決定後 5 日以内に提出されない場合には、契約締結拒否となること。
- ⑤ 当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できないこと。

（３） 法第 12 条第 1 項に基づく事前の説明及び法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面の提出

落札者は、法第 12 条第 1 項に基づく書面及び法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面を作成し、契約を締結する前に工事担当課へ提出して説明を行う。工事担当課は、法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面の内容を確認後、確認済の印を押し落札者に返却する。

落札者は落札決定後速やかに確認済印が押印された法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面を契約担当課へ提出する。

(4) 工事請負契約書の作成

契約担当課は、契約書の作成にあたり、落札者から提出された法第13条及び省令第7条に基づく書面を別紙として添付することができる。

請負契約に係る書面の記載事項（法第13条第1項、省令第7条）の具体的内容

記載項目		記 載 の 有 無			
		分別解体等の方法 (省令第7条第1号)	解体工事に要する 費用(同条第2号)	再資源化等をする ための施設の名称 及び所在地(同条 第3号)	再資源化等に要す る費用(同条第4 号)
		全ての建設資材に 係る分別解体等の 工程について記載 する。 (手作業 手作業・機械 作業併用の別 など)	全ての建設資材に 係る解体工事の費 用について一括し て記載する。	特定建設資材廃棄 物の再資源化等施 設について記載す れば足りる。 (名称(注1) 所在地) (注2)	特定建設資材廃棄 物の再資源化等 に要する費用につ いて一括して記載 する。 (注2)
届出に係る 対象建設工事 の種類					
建築物	解体	○	○	○	○
	新築・増築	○	×	○	○
	修繕・模様替	○	×	○	○
建築物以外の もの(注3)	解体	○	○	○	○
	新築等(注4)	○	×	○	○

(注1) 搬出先として予定している施設は各品目ごとに複数記入可。

所在地は本社等ではなく処理施設の所在地を記載する。

(注2) 下請契約で再資源化等を含まない解体工事のみの契約の場合は、再資源化等に関する項目は「該当なし」と記載する。

(注3) 土木工事等をいう。

(注4) 土木工事等に係わる「新築等」には、新規の建設工事のほか道路舗装の打ち替えなど維持補修系の工事等が含まれる。

(5) 変更契約書の作成

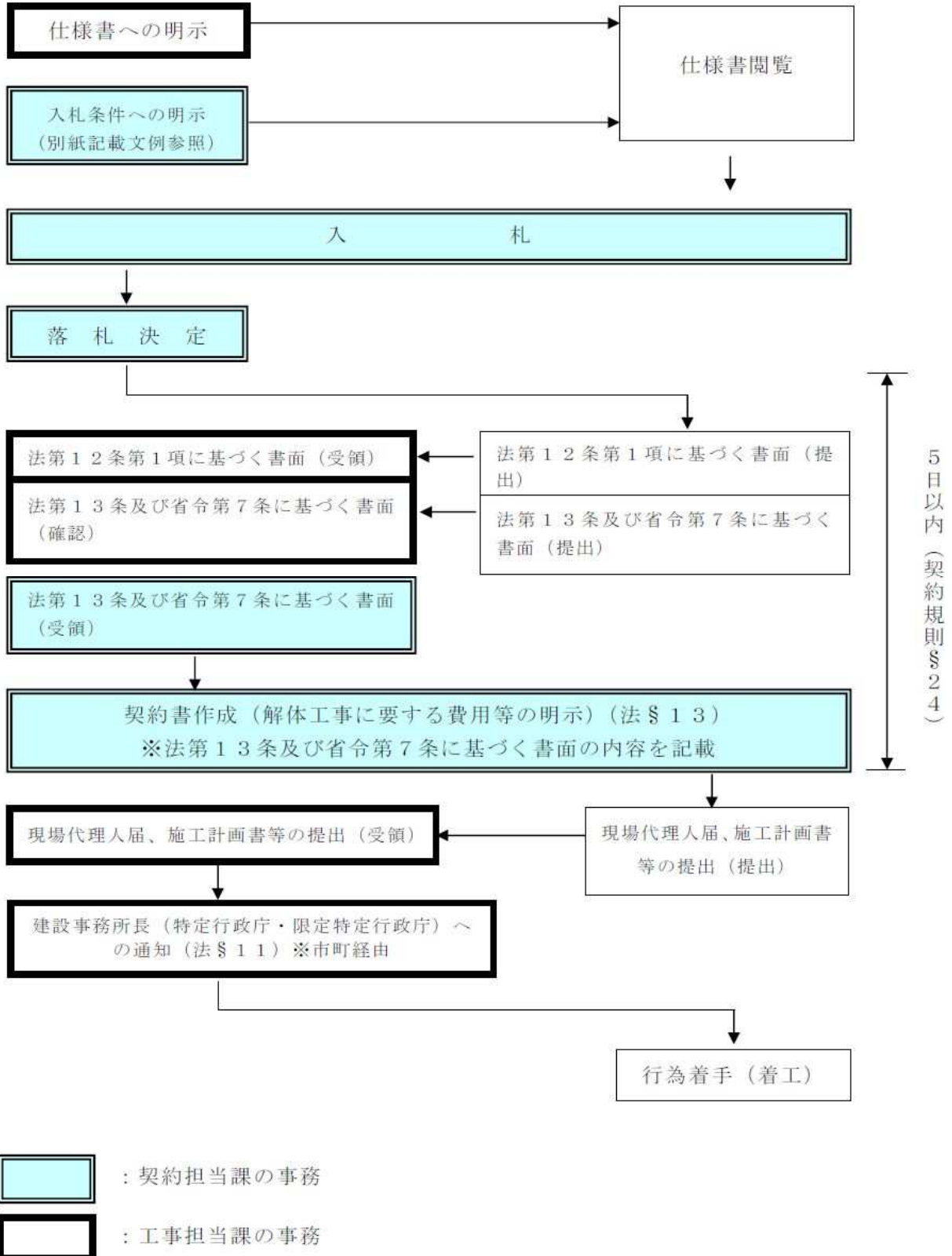
変更契約書の作成にあたっては、当初契約書の作成に準じて行う。

なお、変更契約に係る事務処理の流れは、変更理由が発注者側の事情か受注者側の事情かによって異なるため、別紙発注事務フロー図(変更)に従い適切に行うこととする。

建設リサイクル法に関する発注事務フロー図（当初）

《 発 注 者 》

《 受 注 者 》

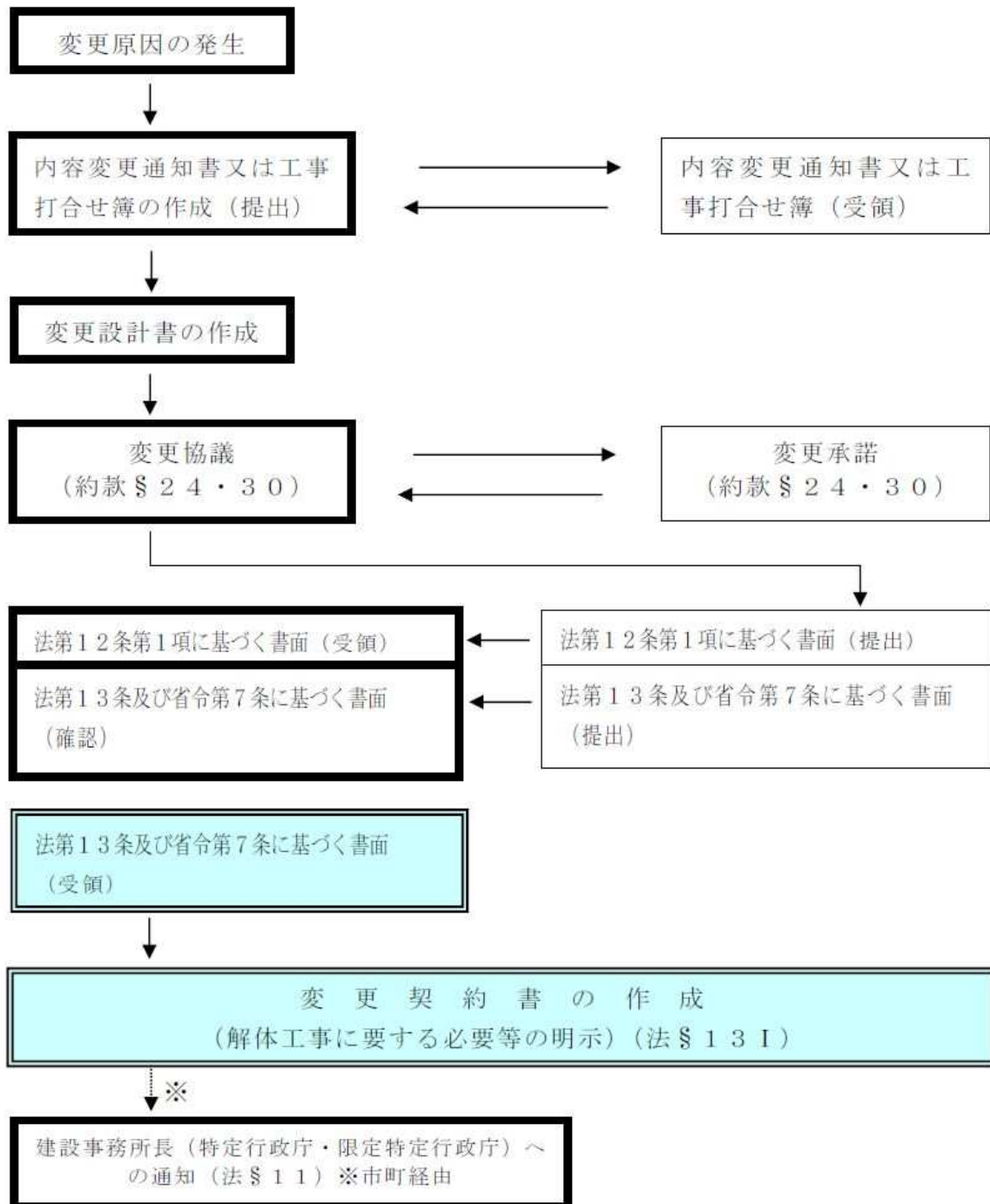


建設リサイクル法に関する発注事務フロー図（変更）

<発注者側の事情による変更>

《 発 注 者 》

《 受 注 者 》



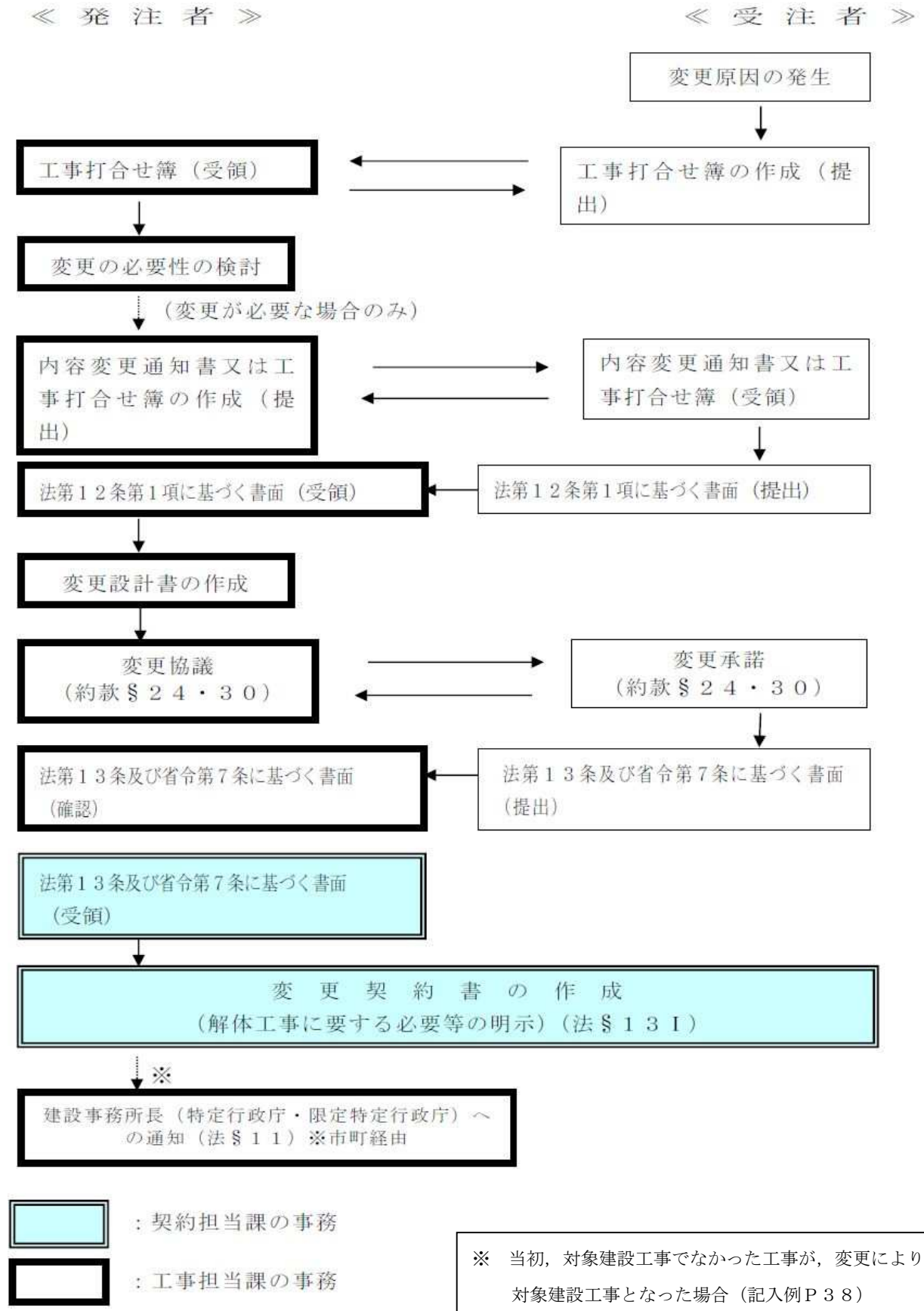
： 契約担当課の事務

： 工事担当課の事務

※ 当初，対象建設工事でなかった工事が，変更により対象建設工事となった場合（記入例 P 38）

建設リサイクル法に関する発注事務フロー図（変更）

<受注者側の事情による変更>



6 再生資源利用計画書等の提出

工事の元請業者は、工事着手する前までに「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、工事監督員に提出しなければならない。

※様式は国土交通省ホームページを参照

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

7 工事の実施

対象建設工事の受注者（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む）は、分別解体等及び再資源化等が義務付けられる。

（１） 分別解体等の実施

①分別解体の定義

- 一 解体工事の場合、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
- 二 新築工事等の場合、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- 一、二いずれの場合も工事現場から搬出するための積み込み作業までをいう。

②分別解体等の実施義務の免除

分別解体等の実施義務の免除される正当な理由（法第9条第1項）とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 災害時の応急仮設建築物に係る工事である場合
- 二 緊急復旧工事である場合（単なる災害復旧工事は除く）
- 三 有害物質等により建築物等が汚染されている場合
- 四 火災により建築物が全焼し、熱等の影響で特定建設資材の再資源化が不可能となった場合
- 五 災害で建築物が倒壊しそうな場合等、分別解体等を実施することが危険な場合

（２） 再資源化等の実施

①再資源化等の定義

一 再資源化

分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するもので次に掲げる行為をいう。

- 1) 資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いるものを除く。）ができる状態にする行為。
- 2) 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為。

なお、「熱を得ることに利用すること」とは、建設資材廃棄物を燃焼させることにより熱エネルギーを得ることであり、得られた熱エネルギーを熱として直接利用すること（ボイラーの熱源、温水利用、セメント助燃材等）や、熱エネルギーを

用いて発電を行い、その電力を使用・販売することが含まれる。

しかし、廃棄物処理法第 16 条の 2 第 1 号に定められた方法（廃棄物処理基準）に従う焼却であることが前提となる。（第 3 号は含まない。）

当然、廃棄物処理法に基づく施設の許可対象規模である場合には、平成 14 年 12 月以降のダイオキシン規制を満足する施設でなければならない。

二 縮減

建設資材廃棄物の大きさ、体積を減少させる行為であり、運搬を含む。その方法には焼却、脱水、圧縮、乾燥等（廃棄物処理法上の処理行為として処理基準に従った行為）がある。

② 再資源化の義務の免除

分別解体等の実施により生じた特定建設資材廃棄物については、その全量を再資源化することが基本であるが、特定建設資材廃棄物のうち指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの（建設発生木材）をいう。）については、工事現場から最も近い再資源化施設までの距離が 50km を超える場合等については、縮減（焼却）を行ってもよいこととする。

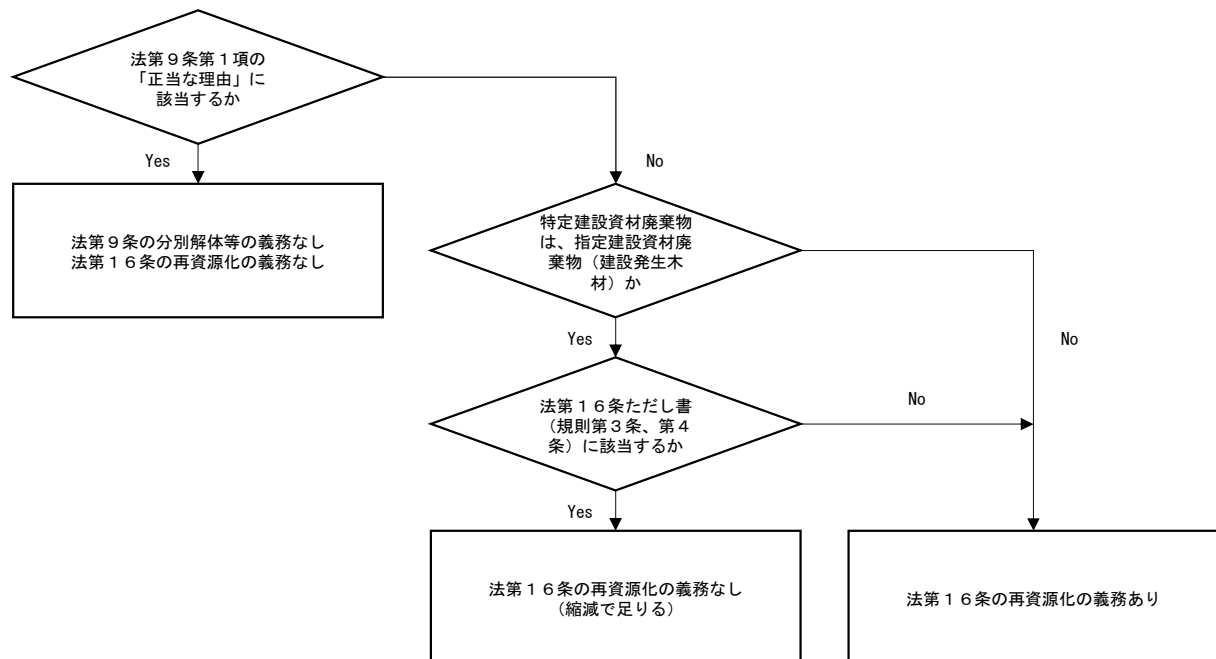
また、指定建設資材廃棄物の再資源化については、工事現場から 50km 以内に再資源化施設があっても、再資源化施設が、次のような事例等に該当し、受入れを拒否するとき、法第 16 条でいう施設が存しない場合とみなし、「縮減をすれば足りる」こととする。

一 季節的な需給関係又は一時的な処理能力の問題により受け入れない場合（県が区域と期間を限定した上で法第 16 条でいう施設が存しないとみなすことが前提。）

二 受け入れを剪定枝葉、生木、根株等に限定しており、建設発生木材を受け入れない場合

三 特定の者との固定的取引に特化しており、その他の者の建設発生木材を受け入れない場合

分別解体等及び再資源化等の義務の有無について



（３） 特定建設資材廃棄物の「自ら利用」について

特定建設資材廃棄物を自ら利用する場合は、当該廃棄物が発生する工事の中で流用するものに限り行い、工作物等の築造に使用される材料の仕様規定に応じて、現場内で有価物として取り扱える程度に再資源化して実施するものとする。

更に、自ら利用に要する費用（現場内で再資源化に要する費用）と再生建設資材（再生砕石やマルチング材等建設資材廃棄物の再資源化によって得られた物をいう。）の購入費（運搬費含む。）に再資源化施設への処分費（運搬費を含む。）を加えたものとの経済比較等の検討を行うこととする。

なお、自ら利用を行う場合は、現場条件や工作物の種類により自ら利用ができる範囲が異なるため、技術管理課及び事業主管課と協議調整し実施するものとする。

8 再生資源利用実施書等の提出

工事の元請業者は、再資源化等が完了後速やかに、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を工事監督員に提出しなければならない。

※様式は国土交通省ホームページを参照

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

9 適用年月日

令和7年10月1日以降の日付で通知書を提出する建設工事に適用する。

工事発注者名 広島高速道路公社 理事長 印

工事内容	工事の名称								
	施工場所	広島県		市郡		区町			
	工事概要	工事の種類 ☐ 建築物に係る解体工事 ☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 ☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの ☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（ ） 工事の規模 ☐ 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ ☐ 建築物に係る新築工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ ☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金_____万円(税込) ☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金_____万円(税込)							
		工期	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 (工事着手予定日：令和　年　月　日)						
		発注者	所属					職・氏名	
			所在地	〒					
		電話番号	— — (内線)		FAX	— —			
受注者	会社名					現場代理人氏名			
	所在地	〒							
	電話番号	— — (内線)		FAX	— —				

15

具体的な工事の種類例

河川関係工事	築堤、護岸、ダム、砂防、その他
海岸工事	
道路関係工事	改良、舗装、橋梁、ずい道、維持修繕、共同溝、その他
農林関係工事	土地改良、区画整理、農道、農林その他
水産関係工事	
上・下水道関係工事	
土地造成、区画整理 関係工事	
公園関係工事	
下水道関係工事	
空港・港湾関係工事	空港関係工事、港湾関係工事
鉄道・軌道関係工事	
災害復旧関係工事	
電線路工事	
その他の公共土木工事	

入 札 条 件

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「法」という。）第９条第１項に規定する「対象建設工事」（下記《対象工事の定義》参照）を請け負おうとする者は、法第１２条第１項に基づき、法第１０条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第１３条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成１４年国土交通省令第１７号。以下「省令」という。）第７条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から５日（広島市の休日を定める条例第１条第１項に規定する市の休日を除く。）以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第１２条第１項に基づく書面」を提出し、法第１０条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について説明した上で、発注者（契約担当課）に対して、「法第１３条及び省令第７条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。

なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- （１） 「法第１２条第１項に基づく書面」は、別紙様式（１２条関係様式）により作成すること。
- （２） 「法第１３条及び省令第７条に基づく書面」は、別紙（１３条関係様式）により作成すること。
- （３） 「法第１３条及び省令第７条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とすること。
- （４） 「法第１３条及び省令第７条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（１品目以上）

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 ８０㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 ５００㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 １億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 ５００万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

(12 条関係様式)

法第 12 条第 1 項に基づく書面

令和 年 月 日

(発注者)

様

(郵便番号 —)

住 所

氏 名 印

電話番号 — —

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について、次のとおり説明します。

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表（別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの）

☐別表 1（建築物に係る解体工事）

☐別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

☐別表 3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②工程の概要を示す資料

☐工程表

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()	
	搬出経路		障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()	
	残存物品		☐ 有() ☐ 無	
	特定建設資材への付着物		☐ 有() ☐ 無	
	他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無) ☐ 無	
		フロン(フロン排出抑制法)	☐ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☐ 無	
その他				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()		その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
□内装材に木材が含まれる場合		☐ ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		□コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		□アスファルト・コング	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		□建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所		作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()
	搬出経路		障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()
	特定建設資材への付着物 (修繕・模様替工事のみ)		☐ 有 () ☐ 無
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無) ☐ 無
		フロン(フロン排出抑制法)	
	その他		
工程ごとの作業内容	工程		作業内容
	①造成等		造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無
	④屋根		屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無
	⑥その他()		その他の工事 ☐ 有 ☐ 無
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み 使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		☐ コンクリート塊	トン ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()		
工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
工作物に 関する調 査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他()		
	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果 作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他() 搬出経路 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他() 特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ) ☐ 有() ☐ 無 他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ) 石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) ☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無) ☐ 無 その他	工事着手前に実施する措置の内容	
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃 棄 物 発 生 見 込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み (全工事)並びに特定建設資材が使用される工 作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び 特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工 作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込ま れる部分(注)
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

変更箇所		分別解体等の計画等			
□	建築物に関する調査の結果	建築物の構造		□木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他()	
		建築物の状況		築年数 年、棟数 棟 その他()	
		周辺状況		周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()	
□	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容			建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
		作業場所		作業場所 □十分 □不十分 その他()	
		搬出経路		障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約 m 通学路 □有 □無 その他()	
		残存物品		□有 () □無	
		特定建設資材への付着物		□有 () □無	
		他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿 付)	□有 特定建設資材への付着(□有 □無 □無	
			フロン(フロン排出抑制法)	□有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の うちフロン類が使われているもの) □無	
□		その他			
□	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
		①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
		②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
		③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
		④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	□	⑤その他 ()		その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他() その他の場合の理由()			
□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可 □不可 不可の場合の理由()			
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン			
□		廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
			□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤
			□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤
			□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤
□	(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
□	備考				

分別解体等の計画等

変更箇所	☐	使用する特定建設資材の種類		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材	
	☐	建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()	
	☐		周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()	
	☐				
	☐	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	☐		作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()	
	☐		搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()	
	☐		特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無	
	☐		他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法・石綿則) ☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無 ☐ 無 フロン(フロン排出抑制法) ☐ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☐ 無	
	☐		その他		
工程ごとの作業内容	☐	工程	作業内容		
	☐	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	☐	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無		
	☐	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	☐	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	☐	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無		
	☐	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無		
廃棄物発生見込み量	☐	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
	☐		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	☐		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	☐		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
☐	(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
☐	備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

変更箇所		分別解体等の計画等			
□	工作物の構造 (解体工事のみ)	□鉄筋コンクリート造 □その他()			
	工事の種類	□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他()			
	使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材			
	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他()		
		周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()		
		工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他()		
		搬出経路	障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約 m 通学路 □有 □無 その他()		
		特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	□有() □無		
		他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	□有 特定建設資材への付着(□有 □無 □無	
その他					
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他() その他の場合の理由()				
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)	トン				
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
		□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

令和 年 月 日

(発注者)

様

(郵便番号 ー)

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

(注) 会社の場合は、会社の名称及び代表者の役職・氏名を記載する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 7 条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

(工事名)

1. 分別解体等の方法（建築物に係る解体工事の場合）

工程ごとの作業内容及び解体等の方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

円（税抜き）

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
- ・受注者の見積金額（仮設費及び運搬費を含まない直接工事費）

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円（税抜き）

(注) 受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

令和 年 月 日

(発注者)

様

(郵便番号 ー)

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

(注) 会社の場合は、会社の名称及び代表者の役職・氏名を記載する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 7 条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

(工事名)

1. 分別解体等の方法（建築物に係る新築工事等の場合）

工程ごとの作業内容及び解体等の方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体の方法については該当がない場合は、記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費）

該当無し

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円（税抜き）

(注) 受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

令和 年 月 日

(発注者)

様

(郵便番号 ー)

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

(注) 会社の場合は、会社の名称及び代表者の役職・氏名を記載する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 7 条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

(工事名)

1. 分別解体等の方法 (建築物以外のもにに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等) の場合)

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体等の方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については該当がない場合は、記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用

円 (税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
- ・受注者の見積金額 (仮設費及び運搬費を含まない直接工事費)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円 (税抜き)

(注) 受注者の見積金額 (運搬費を含む直接工事費)

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

令和 年 月 日

(発注者)

様

(郵便番号 ー)

住 所

氏 名

印

電話番号 ー ー

(注) 会社の場合は、会社の名称及び代表者の役職・氏名を記載する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 7 条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

(工事名)

変更箇所	工程ごとの作業内容及び解体等の方法	1. 分別解体等の方法（建築物に係る解体工事の場合）		
		工程	作業内容	分別解体等の方法
		①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
		②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
		③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
□	④基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
□	⑤その他()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
□	2. 解体工事に要する費用 _____ 円（税抜き）			
□	(注)・解体工事の場合のみ記載する。 ・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。 ・受注者の見積金額(仮設費及び運搬費を含まない直接工事費)			
□	3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地			
□	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	
□	4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円（税抜き）			
	(注) 受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）			

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

令和 年 月 日

(発注者)

様

(郵便番号 ー)

住 所

氏 名

印

電話番号 ー ー

(注) 会社の場合は、会社の名称及び代表者の役職・氏名を記載する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 7 条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

(工事名)

変更箇所

1. 分別解体等の方法（建築物に係る新築工事等の場合）

工程	作業内容	分別解体等の方法
①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他（ ）	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

該当無し

(受注者の見積金額……直接工事費)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円（税抜き）

(注) 受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

令和 年 月 日

(発注者)

様

(郵便番号 ー)

住所

氏 名

印

電話番号

(注) 会社の場合は、会社の名称及び代表者の役職・氏名を記載する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

(工事名)

変更箇所

1. 分別解体等の方法（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体の方法については該当がない場合は、記載の必要はない。

□ 2. 解体工事に要する費用 円（税抜き）

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・ 解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
- ・ 受注者の見積金額(仮設費及び運搬費を含まない直接工事費)

□ 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 円(税抜き)

(注) 受注者の見積金額 (運搬費を含む直接工事費)

特 記 仕 様 書

- 1 工事受注者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物（特定建設資材（アスファルト・コンクリート、コンクリート及び木材）が廃棄物になったものをいう。）について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年法律第１０４号。以下「法」という。）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）を遵守し適正に処理しなければならない。
- 2 工事受注者は、その請け負った建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、法第１２条第３項に基づき、法第１０条第１項第１号から第５号までに掲げる事項について、別紙告知書様式で告げなければならない。
- 3 工事受注者は、工事着手前に、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を本工事の監督職員に提出しなければならない。
- 4 工事受注者は、再資源化等が完了後速やかに、実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を本工事の監督職員に提出しなければならない。
- 5 本工事で発生した建設資材廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。
但し、建設資材廃棄物が、破碎等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。
※ 有用物：有価物たる性状を有するもの。有価物は客観的に利用用途に応じて適正な品質を有していなければならない。
- 6 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記５．に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

別紙

- (１) 再生資源利用計画書（実施書）様式
- (２) 再生資源利用促進計画書（実施書）様式
- (３) 告知書様式

※ 広島高速道路公社土木工事共通仕様書（平成１６年度版以降）に基づく工事はあえて特記する必要はない。

様式 1 再生資源利用実施

様式 2 再生資源利用促進実施書

※ 国土交通省ホームページを参照

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

告 知 書

令和 年 月 日

(下請負人)

様

住所

氏名

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第3項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

①届出書（様式第一号に必要事項を記載したもの）

②別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

☐別表1（建築物に係る解体工事）

☐別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築工事・修繕・模様替等工事））

☐別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

③その他の添付資料（添付する場合）

☐工程表

☐設計図又は写真

☐案内図

☐建設業許可（事実を証するもの）

☐解体工事業登録（通知の写し又は事実を証するもの）

〔注〕本様式は元請負人が下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

記 入 例

- | | | |
|-----|------------------------|--------------|
| (1) | 通知書 | P 3 6 ～ 3 7 |
| (2) | 法 1 2 条第 1 項に基づく書面 | P 3 8 ～P 4 2 |
| (3) | 法 1 3 条及び省令第 7 条に基づく書面 | P 4 3 |

参 考 資 料

- | | | |
|-----|--------------------|-------|
| (4) | 建設リサイクル法に係る届出窓口一覧表 | P 4 4 |
|-----|--------------------|-------|

通 知 書

広島市、廿日市市、呉市、東広島市、三原市、尾道市、福山市は各市長あて

令和 年 月 日

建設事務所長
~~市——長~~ 様

工事発注者名 広島高速道路公社 理事長 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、次のとおり通知します。

工事内容	工事の名称	高速〇号線下部工事（〇〇工区）		
	施工場所	広島県　〇〇　市　△△　町　△□		
	工事概要	工事の種類 ☐ 建築物に係る解体工事 ☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 ☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの ☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（　　　　　　　　　　　） 工事の規模 ☐ 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積_____㎡ ☐ 建築物に係る新築工事 用途____、階数____、工事対象床面積_____㎡ ☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金_____万円（税込） ☒ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 2,625 万円（税込）		
	工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日　～　令和〇〇年〇〇月〇〇日 （工事着手予定日　：　令和〇〇年〇〇月〇〇日）		
発注者	所属	広島高速道路公社〇〇〇課		職　・　氏　名
	所在地	〒732-0033 広島市東区温品一丁目8番23号		〇〇　〇〇　〇〇
	電話番号	〇〇－〇〇－〇〇（内線　　）	F A X	〇〇－〇〇－〇〇
受注者	会社名	(株)〇〇建設		現　場　代　理　人　氏　名
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町大字〇〇		〇〇　〇〇
	電話番号	〇〇－〇〇－〇〇（内線　　）	F A X	〇〇－〇〇－〇〇

* 受付番号：

※建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例：道路改良、舗装、築堤、土地改良等)

通 知 書

広島市、廿日市市、呉市、
東広島市、三原市、尾道市、
福山市は各市長あて

令和 年 月 日

〇 〇 建設事務所長
市 長 様

工事発注者名 広島高速道路公社 理事長 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、次のとおり通知
します。

工 事 内 容	工事の名称	高速〇号線下部工事（〇〇工区）		
	施工場所	広島県 〇〇 市 △△ 町 △□		
	工事概要	工事の種類 ☐建築物に係る解体工事 ☐建築物に係る新築又は増築の工事 ☐建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの ☐建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（ ） 工事の規模 ☐建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ ☐建築物に係る新築工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ ☐建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____万円（税込） ☒建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 525 万円（税込）		
	工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 工事着手済み（変更契約により対象建設工事となったため）		
発 注 者	所属	広島高速道路公社〇〇〇課		職 ・ 氏 名
	所在地	〒732-0033 広島市東区温品一丁目 8 番 23 号		〇〇 〇〇 〇〇
	電話番号	〇〇-〇〇-〇〇（内線 ）	F A X	〇〇-〇〇-〇〇
受 注 者	会社名	(株)〇〇建設		現 場 代 理 人 氏 名
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町大字〇〇		〇〇 〇〇
	電話番号	〇〇-〇〇-〇〇（内線 ）	F A X	〇〇-〇〇-〇〇

* 受付番号：

※建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。
（例：道路改良、舗装、築堤、土地改良等）

法第 12 条第 1 項に基づく書面

令和 年 月 日

(発注者)

広島高速道路公社 理事長 様

(郵便番号〇〇〇-△△△△)

住 所 〇〇市△△町大字△□

株式会社 〇〇建設

氏 名 代表取締役 △△ □□

電話番号 〇〇〇-△△△-××××

代表
者印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について、次のとおり説明します。

1. 工事の名称 高速〇号線下部工事 (〇〇工区)

2. 工事の場所 広島県 〇〇 市 △△ 町 △□

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

☐別表 1 (建築物に係る解体工事)

☐別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

☒別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工程の概要を示す資料

☒工程表

記入例 ※木造の場合

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		☒ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☒ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☒ 不十分 その他(<u>隣地の使用必要</u>)	隣地使用の承諾済、道路使用許可済
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(<u>大型車通行不可</u>)	交通整理員の常駐 2トントラックで搬出
	残存物品	☒ 有(<u>エアコン</u>) ☐ 無	工事施工までに搬出する
	特定建設資材への付着物	☐ 有() ☒ 無	
	他法令関係	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) ☒ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☒ 無) ☐ 無	石綿含有整形板有 関係法令の届出済 石綿作業主任者を選任済
	その他	フロン(フロン排出抑制法) ☐ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☒ 無	原則手作業 併用の場合には理由を記載(工期短縮は不可)
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
⑤その他()	その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		☒ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()	
☒ 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☒ 不可 不可の場合の理由(<u>建築物の構造上、取り外しができないため</u>)	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン	
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		☒ コンクリート塊	25 トン
		☐ アスファルト・コンク	トン
	☒ 建設発生木材	10 トン	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考		特定建設資材廃棄物の量の見込み	

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例 ※鉄筋コンクリート造の場合

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☒ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☒ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他(<u>〇〇駅前</u>)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所		隣地使用の承諾済、道路使用許可済
	搬出経路		交通整理員の常駐搬出用に2トントラックを準備
	残存物品		適正処理の実施 工事施工までに搬出する
	特定建設資材への付着物		
	他法令関係	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	吹付け石綿、石綿含有整形板有関係法令の届出済 石綿作業主任者を選任済
		フロン(フロン排出抑制法)	フロン類回収済
その他		原則手作業併用の場合には理由を記載(工期短縮は不可)	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☒ その他(<u>上の工程における①→③→④の順序</u>) その他の場合の理由(<u>屋根ふき材が無いため</u>)	
☒ 内装材に木材が含まれる場合		☒ ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☒ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		1100 トン	
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		☒ コンクリート塊	950 トン
		☐ アスファルト・コンク	トン
	☒ 建設発生木材	80 トン	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考		特定建設資材廃棄物の量の見込み	

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例 ※新築の場合

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		☒ コンクリート ☒ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☒ 木材	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☒ 学校 ☐ 病院 ☒ その他(幼稚園) 敷地境界との最短距離 約 2 m その他(幹線道路(国道)沿い、交通量多い)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他()	道路使用許可済
	搬出経路	障害物 ☒ 有(未舗装) ☐ 無 前面道路の幅員 約 12m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他()	敷鉄板設置により工事用道路を確保 交通整理員の常駐
	特定建設資材への付着物 (修繕・模様替工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無	
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無) ☒ 無	
	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	☐ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☒ 無	
	フロン(フロン排出抑制法)	☒ 無	
その他			
工程ごとの作業内容	工程		作業内容
	①造成等		造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☒ 無
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☒ 無
	④屋根		屋根の工事 ☐ 有 ☒ 無
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☒ 無
	⑥その他(仮設)		その他の工事 ☒ 有 ☐ 無
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み 使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		☒ コンクリート塊 20 トン	☒ ① ☒ ② ☒ ③ ☒ ④ ☒ ⑤ ☐ ⑥
		☒ アスファルト・コンクリート塊 2 トン	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☒ ⑥
		☒ 建設発生木材 10 トン	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☒ ⑤ ☐ ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
備考			
特定建設資材廃棄物の量の見込み			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記入例 ※建築物以外の場合

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()	
工事の種類		☒ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☒ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☒ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☐ 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☒ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 3 m その他(幹線道路(県道)上での工事、交通量多い)	
工作物に関する調査及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他(現道における工事)	道路占用許可済、道路使用許可済
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 12 m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(現道上のため支障なし)	交通整理員の常駐を計画
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有 () ☐ 無	
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無) ☐ 無	
	その他	なし	沿道住民に工事内容を周知
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン	
廃棄物の発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		☒ コンクリート塊	10 トン
		☒ アスファルト・コンクリート塊	230 トン
		☐ 建設発生木材	トン
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他		使用する部分又は発生が見込まれる部分(注) ☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	
備考		特定建設資材廃棄物の量の見込み	

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者)

広島県西部建設事務所長 様

特定建設資材の定義については、
P1～2 参照

(郵便番号〇〇〇-△△△△)

住所 ○○市△△町大字△□

株式会社 ○○建設

氏 名 代表取締役 △△ □□

電話番号 ○○○-△△△-××××

(注) 会社の場合は、会社の名称及び代表者の役職・氏名を記載する。

足場仮囲い、養生、山留工、棧橋工、覆工などの設置又は撤去等	該当する作業の有無についてチェック	左記の作業内容欄が有の場合のみ、分別解体等の方法についてチェック
-------------------------------	-------------------	----------------------------------

1. 分 別 路盤掘削、土砂等 のもの に係る解体工事又は新築工事等（土等）の場合）

工工程ごとの作業内容及び解体等の方法	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
②土工	人孔や管きよの基礎、橋脚・橋台の基礎・基礎ぐいなどの設置又は撤去等	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
③基礎	道路であれば舗装・街きよ等、橋梁であれば橋脚・橋台・桁・舗装等、河川であれば堤防・護岸等の設置又は撤去等	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
④本体構造		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑥その他	道路や橋梁に取り付けられた照明、擁壁に設置された...	解体工事とは、橋梁の架替における橋撤去工事、不要になった迂回路の...

(注) 分別解体等の方法

2. 解体工事に要する費用	3, 000, 000 円 (税抜き)
---------------	---------------------

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
- ・受注者の見積金額(仮設費及び運搬費を含まない直接工事費)

取壊し作業及び積込に係る費用の見積金額を記入

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	○×リサイクルセンター	○○市△△町□○
特定建設資材廃棄物の種類により施設が異なる場合は複数記入 特定建設資材でないもの（伐採材・伐根材など）に関しては記入不要 「所在地」は本社等ではなく処理施設の所在地を記入		

工事担当課の
済みの印
※電子契約シ
ムにより提出
の場合

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 700,000 円 (抜き)

(注) 受注者の見積金額(運搬費を含む直接工事費)

特定建設資材の処分及び運搬に係る費用の見積金額を記入

事前説明済
-6. 5. 30
〇 〇 課 長

建設リサイクル法に係る問い合わせ窓口一覧表

問い合わせ先	所在地 電話番号	所管する区域
西部建設事務所 建築課	広島市南区比治山本町16-12 TEL 082-250-8158	竹原市、大竹市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町
東部建設事務所 建築課	福山市三吉町一丁目1-1 TEL 084-921-1311	府中市、世羅町、神石高原町
北部建設事務所 建築課	三次市十日市東四丁目6-1 TEL 0824-63-5181	三次市、庄原市、安芸高田市
広島市中区役所 建築課	広島市中区国泰寺町一丁目4-21 TEL 082-504-2579	広島市中区
広島市東区役所 建築課	広島市東区東蟹屋町9-38 TEL 082-568-7745	広島市東区
広島市南区役所 建築課	広島市南区皆実町一丁目5-44 TEL 082-250-8960	広島市南区
広島市西区役所 建築課	広島市西区福島町二丁目2-1 TEL 082-532-0950	広島市西区
広島市安佐南区役所 建築課	広島市安佐南区古市一丁目33-14 TEL 082-831-4952	広島市安佐南区
広島市安佐北区役所 建築課	広島市安佐北区可部四丁目13-13 TEL 082-819-3938	広島市安佐北区
広島市安芸区役所 建築課	広島市安芸区船越南三丁目4-36 TEL 082-821-4929	広島市安芸区
広島市佐伯区役所 建築課	広島市佐伯区海老園二丁目5-28 TEL 082-943-9745	広島市佐伯区
広島市 建築指導課	広島市中区国泰寺町一丁目6-34 TEL 082-504-2288	
呉市 建築指導課	呉市中央四丁目1-6 TEL 0823-25-3513	呉市
三原市 建築指導課	三原市港町三丁目5-1 TEL 0848-67-6122	三原市
尾道市 建築指導課	尾道市久保一丁目15-1 TEL 0848-38-9245	尾道市
福山市 建築指導課	福山市東桜町3-5 TEL 084-928-1167	福山市
東広島市 建築指導課	東広島市西条栄町8-29 TEL 082-420-0956	東広島市
廿日市市 建築指導課	廿日市市下平良一丁目11-1 TEL 0829-30-9191	廿日市市
三次市 都市建築課	三次市十日市中二丁目8-1 TEL 0824-62-6385	三次市
広島県土木建築局 技術企画課	広島市中区基町10-52 TEL 082-513-3853	
広島県土木建築局 建築課	広島市中区基町10-52 TEL 082-513-4183	